

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(地域医療課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	1
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	3
○水防警報を行う河川の指定……………	(維持管理防災課)	3
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(維持管理防災課)	3
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課)	4

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………	(維持管理防災課)	4
-------------------------	-----------	---

道原子力環境センター告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	4
○特定調達契約に係る入札の公告……………	5

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	6
----------------------------	---

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	6
------------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
○特定調達契約に係る入札の公告……………	7

告 示

北海道告示第468号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 滝上町国民健康保険病院
(2) 所在地 紋別郡滝上町字サクルー原野1605番地
2(1) 名 称 国民健康保険町立和寒病院
(2) 所在地 上川郡和寒町字西町111番地

北海道告示第469号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項医療法人札幌麻生脳神経外科病院の事項、医療法人社団研仁会北海道脳神経外科記念病院の事項及び医療法人豊和会新札幌豊和会病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

函館市の項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項及び医療法人社団函館脳神経外科病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

小樽市の項医療法人社団北匠会小樽中央病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

旭川市の項豊岡中央病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

釧路市の項医療法人社団三慈会釧路三慈会病院の事項、独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災病院の事項、総合病院釧路赤十字病院の事項及び市立釧路総合病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

苫小牧市の項王子総合病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

稚内市の項社会医療法人禎心会稚内禎心会病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

芦別市の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

名寄市の項名寄市立総合病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

倶知安町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
下川町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
遠別町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
遠軽町の項 J A 北海道厚生連遠軽厚生病院の事項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
興部町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
白老町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
厚岸町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。
標津町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

北海道告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上ノ国土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
令和 3. 6.18	理事	森光行	檜山郡上ノ国町字中須田407番地8

北海道告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（川西北2地区（区画整理、客土、暗渠排水、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和3年7月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第472号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年7月2日

地区名	事業の種類	北海道知事 鈴木直道
弟子屈北	区画整理	完了年月日
釧路音別	同	令和 2.10.20
		同 2.10.30

北海道告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡安平町早来瑞穂292の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び安平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第474号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 北見市若松860の1（次の図に示す部分に限る。）、開成783の7（次の図に示す部分に限る。）、783の18
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第475号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 解除予定保安林の所在場所 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊達市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第477号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	水防警報区
		左岸 右岸
湧別川	湧別川	紋別郡遠軽町丸瀬布南丸9番4地先のふじ美橋下流端から 紋別郡遠軽町丸瀬布東町100番1地先の泉の沢川との合流点まで
		紋別郡遠軽町丸瀬布南丸20番2地先のふじ美橋下流端から 紋別郡遠軽町丸瀬布新町39番地先の泉の沢川との合流点まで

北海道告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

1	道路の種類	道道
2	路線名	五稜郭公園線
3	道路の区域	
区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長
函館市本町93番1地先から 同市万代町205番1地先（一般国道5号交点）まで	前	18.64mから 45.00mまで 1,675.92m
	後	24.62mから 42.62mまで 1,674.24m
		国道等との重複区間 道道函館南茅部線重複 L=45.50m 一般国道5号重複 L=12.37m 道道函館南茅部線重複 L=45.50m 一般国道5号重複 L=10.69m

北海道告示第479号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項伊達市農業協同組合の事項を次のように改める。

伊達市農業協同組合 昭和34. 6. 8 伊達市農業協同組合

公 表	
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 令和3年7月2日 北海道知事 鈴木直道	
水 系 名	河川名 閼 覧 場 所
一級河川湧別川	湧別川 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び遠軽出張所

道原子力環境センター告示

北海道原子力環境センター告示第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年7月2日

北海道原子力環境センター所長 八 川 真 幸

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和3年度において北海道原子力環境センターが締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和3年7月2日に一般競争入札の公告を行う車載用モニタ

リングシステム構築業務委託契約

(2) 資 格 車載用モニタリングシステム構築業務委託契約に関する資格
(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 車載用モニタリングシステム 一式
(内訳)

ア 検出器・データ処理装置 (MCA)	4 式
イ 車載PC等及びデータ閲覧端末	6 台
ウ LTE通信装置	4 式
エ GPSレシーバー・風向風速計	各 1 台
オ データ収集・保存装置 (クラウドサーバ及びネットワーク機器)	1 式
カ イ及びオのデータ処理ソフトウェア	1 式

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

(1) 北海道の物品購入契約に関する参加資格に登録されていること。

(2) 国又は地方公共団体との可搬型走行サーベイスシステム (車両を変えて走行サーベイを実施することが可能なモニタリングシステム) の供給実績があること。

(3) 機器に異常が認められた場合に、連絡してから4時間以内に点検・修理に着手可能であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年7月2日 (金) から同年8月13日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道原子力環境センターのホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkc/>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道原子力環境センター監視課
(2) 所 在 地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地 1
(3) 電 話 番 号 0135-74-3131

北海道原子力環境センター告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年7月2日

北海道原子力環境センター所長 八 川 真 幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

車載用モニタリングシステム 一式

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ア 検出器・データ処理装置（MCA） | 4 式 |
| イ 車載PC等及びデータ閲覧端末 | 6 台 |
| ウ LTE通信装置 | 4 式 |
| エ GPSレシーバー・風向風速計 | 各 1 台 |
| オ データ収集・保存装置（クラウドサーバ及びネットワーク機器） | 1 式 |
| カ イ及びオのデータ処理ソフトウェア | 1 式 |

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和4年3月11日（金）

(4) 納 入 場 所 車載用モニタリングシステム構築業務処理要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和3年北海道原子力環境センター告示第21号に規定する車載用モニタリングシステム構築業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道原子力環境センター監視課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 岩内郡共和町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター大
研修室（送付による場合は、郵便番号 045-0123 岩内郡共和
町宮丘261番地 1 北海道原子力環境センター総務課）
- (2) 入 札 日 時 令和3年8月20日（金）午後1時30分（送付による場合は、
必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道原子力環境センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkc/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)から(5)まで、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道原子力環境センター
- (2) 所 在 地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地 1
- (3) 電 話 番 号 0135-74-3131

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured (include Accessories):

- | | |
|--|----------------|
| a γ -ray detector with MultiChannelAnalyzer | 4 sets |
| b Personal computer | 6 sets |
| c LTE communication device | 4 sets |
| d GPS receiver and Anemometer | 1 set for each |
| e data transmission network with cloud-server | 1 set |
| f software of processing data operating on b and e | 1 set |

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 20, 2021

C Contact : Monitoring Division, Hokkaido Nuclear Energy Environmental Research Center, Miyaoka 261-1, Kyowa-cho, Iwanai-gun, Hokkaido 045-0123 Japan Phone : 0135-74-3131

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第113号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年7月2日

北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史

- 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台と交換）
- 落札を決定した日
令和3年6月17日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北見日産自動車株式会社
(2) 住 所 北見市常盤町6丁目2番地10
- 落札金額
1,450,295円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和3年5月21日付け北海道オホーツク総合振興局告示第93号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道十勝総合振興局告示第1011号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年7月2日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
モノクロ複合機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 1,400枚
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年6月17日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社曽我
(2) 住 所 帯広市西15条南28丁目1番地8
- 随意契約に係る契約金額
(1) 基本料金 11,500円

- (2) 複写料金 2円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 一般競争入札の公告
令和3年5月21日付け北海道十勝総合振興局告示第1008号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第52号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年7月2日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務支援システム構築業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月13日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
- 随意契約に係る契約金額
294,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第66号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年7月2日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 落札に係る物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分

2 落札を決定した日

令和3年5月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社

(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号

4 落札金額

512,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年5月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第55号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年7月2日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア タブレット型パーソナルコンピュータ（函館市部1地区） 一式 201台分

イ タブレット型パーソナルコンピュータ（函館市部2地区） 一式 270台分

ウ タブレット型パーソナルコンピュータ（渡島西部地区） 一式 276台分

エ タブレット型パーソナルコンピュータ（渡島北部地区） 一式 222台分

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和4年2月28日（月）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、詳細仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年7月2日（金）から同年8月4日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階講堂（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和3年8月18日（水）午前10時（送付による場合は、同月

17日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名 称 及 び 数 量 校務用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 77台分
イ 予 定 時 期 令和3年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに
公告する。）

(2)ア 名 称 及 び 数 量 校務用パーソナルコンピュータ 一式 57台分
イ 予 定 時 期 令和3年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに
公告する。）

(3)ア 名 称 及 び 数 量 道立学校パーソナルコンピュータ 一式 320台分
イ 予 定 時 期 令和3年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに
公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のイ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Tablet personal computer 201 sets

b Tablet personal computer 270 sets

c Tablet personal computer 276 sets

d Tablet personal computer 222 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 18, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 17, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate,
Hokkaido 041-8557 Japan

Phone : 0138-47-9029